

第 1 章 総 則

1.1 目的

この給水装置工事設計・施工基準（以下「基準」という。）は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、尼崎市水道事業給水条例（昭和 35 年尼崎市条例第 7 号）及び同施行規程（昭和 35 年尼崎市水道事業管理規程第 1 号）等に基づき施行する給水装置工事の全般について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

＜解説＞ この基準は、給水装置に係る材料、工法、その他の工事上の条件に関する指定事項、給水装置工事に係る図書作成及び手続き等に関する事項及び給水装置工事の計画から設計・施工に必要な基準等、本市の標準的な情報を提供することにより給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

なお、この基準の解釈等に疑義が生じた場合は、尼崎市水道事業管理者の指示によるものとする。

1.2 用語の定義

この基準において用いられる主な用語の定義は、次の通りである。

- 「管理者」とは、「尼崎市水道事業管理者」をいう。
- 「指定業者」とは、「指定給水装置工事事業者」をいう。
- 「主任技術者」とは、「給水装置工事主任技術者」をいう。
- 「給水装置」とは、「需要者に水を供給するために、配水管または他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具」をいう。
- 「受水槽以下設備」とは、「受水槽以下の給水設備」をいう。
- 「法」とは、「水道法（昭和 32 年法律第 177 号）」をいう。
- 「法施行令」とは、「水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）」をいう。
- 「法施行規則」とは、「水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）」をいう。
- 「給水条例」とは、「尼崎市水道事業給水条例（昭和 35 年尼崎市条例第 7 号）」をいう。
- 「給水規程」とは、「尼崎市水道事業給水条例施行規程（昭和 35 年尼崎市水道事業管理規程第 1 号）」をいう。
- 「構材規程」とは、「尼崎市水道局給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和 46 年尼崎市水道局管理規程第 9 号）」をいう。
- 「メーター」とは、「量水器」をいう。

1.3 指定給水装置工事事業者

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。 【法第 16 条の 2】

＜解説＞ 本市における指定給水装置工事事業者に係る規程は、「尼崎市水道局指定給水装置工事事業者規程」を参照のこと。

1.4 給水装置工事主任技術者

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに免状の交付を受けている者のうちから主任技術者を選任しなければならない。 【法第 25 条の 4 第 1 項】

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- (4) その他厚生労働省令で定める職務 【法第 25 条の 4 第 3 項】

<解説> 厚生労働省令で定める主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡または調整を行うこととする。

- ① 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- ② 前記①の工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- ③ 給水装置工事（軽微な変更を除く）を完了した旨の連絡 【法施行規則第 23 条】

1.5 給水装置の種類

給水装置は、次の 3 種とする。 【給水条例第 4 条】

- (1) 専用給水装置（1 戸、1 事業所または 1 箇所専用するもの）
- (2) 共用給水装置（2 戸以上で共用するもの）
- (3) 私設消火栓（消防用に使用するもの）

<解説> 給水装置の種類については形態が種々あるので、解釈を統一するため次に一例を示す。

なお、これらの図はあくまで説明用であり、表記の仕方やメーターの設置位置等については、適正でない場合がある。

- ① 専用給水装置

ア 一戸の場合

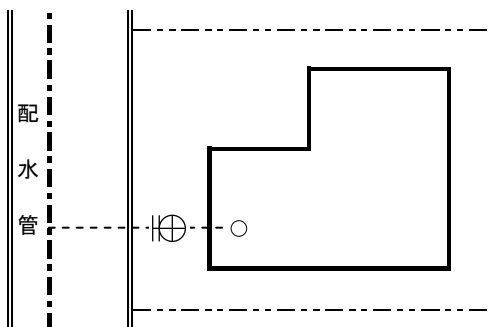
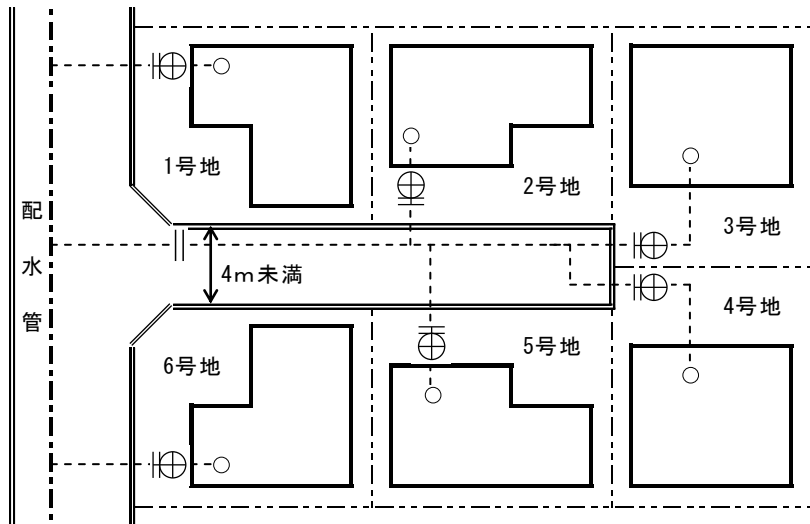


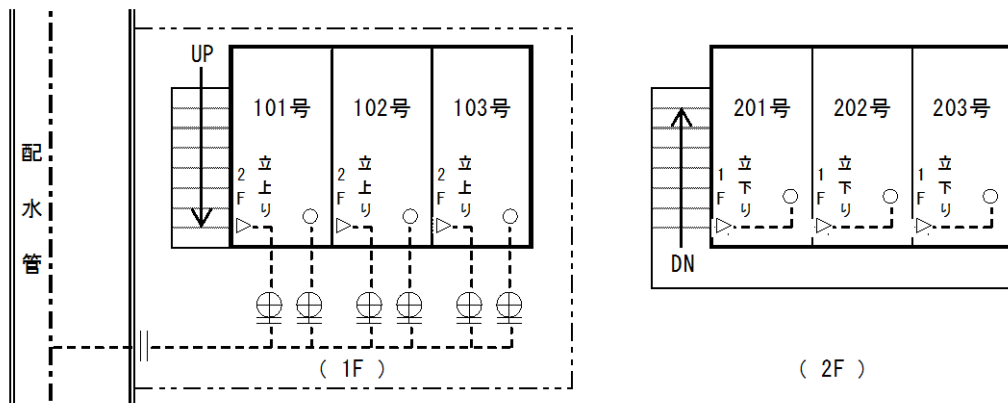
図-1.1



※ 配水管の布設されている道路に面した敷地には、原則、配水管から直接単独で分岐すること。
 ※ 幅員4m以上の私道に引き込む場合は、交差点内から分岐しないこと。

図-1.2

イ 共同住宅の場合



※ 同一場所に2個以上のメーターを設置する場合は、メーターの直結止水栓等に給水方式、給水装置番号及び部屋番号等を記入した表示プレートを取り付けること。(表示プレートの規格は、《11.4》を参照)

図-1.3

ウ 一事業所の場合

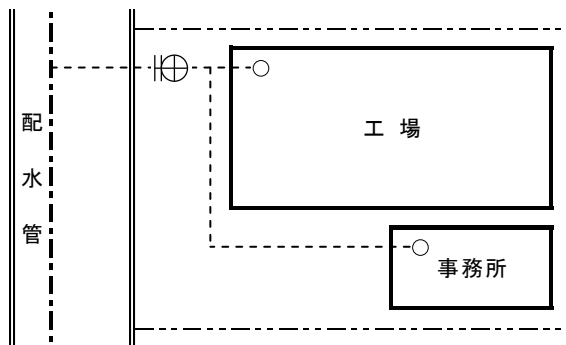


図-1.4

エ 受水槽式

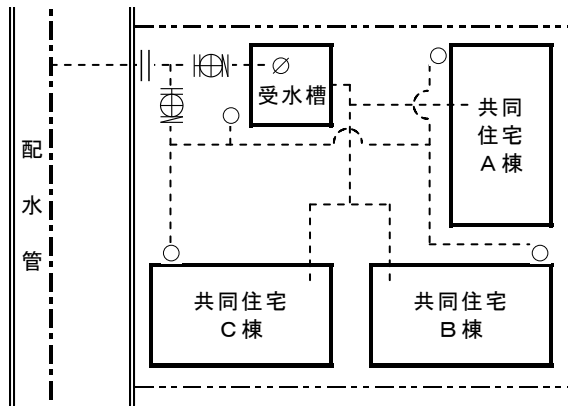


図-1.5

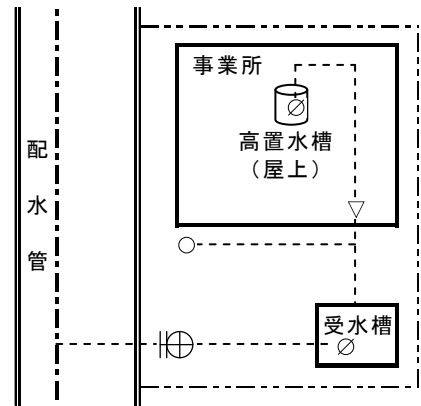
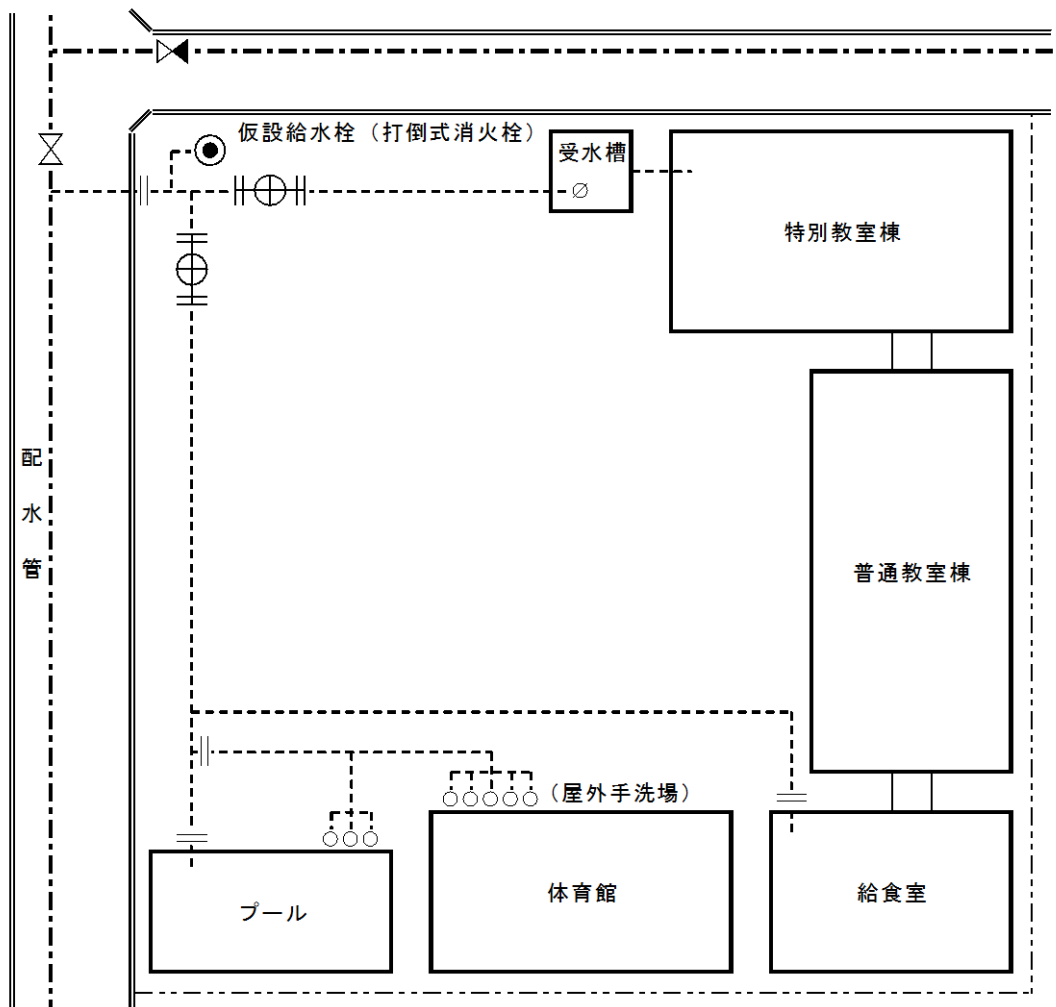


図-1.6

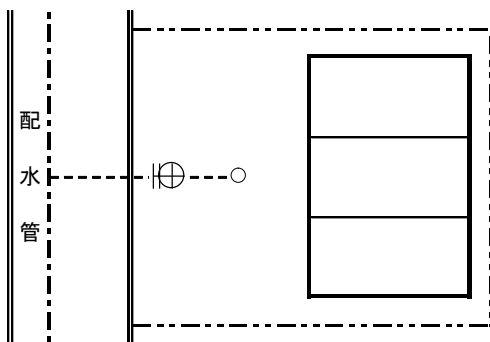
オ 学校等の場合



- ※ 改造工事の場合、敷地内に複数の既設引込みがある場合は整備すること。【構材規程第8条(6)】
- ※ 仮設給水栓について市立小中学校において、給水引込管の改修等を行う場合、学校耐震化担当(教育委員会事務局 管理部)と協議の上、仮設応急給水栓をメーターの一次側に設置する場合がある。
(仮設応急給水栓の詳細は、《11.5》を参照)

図-1.7

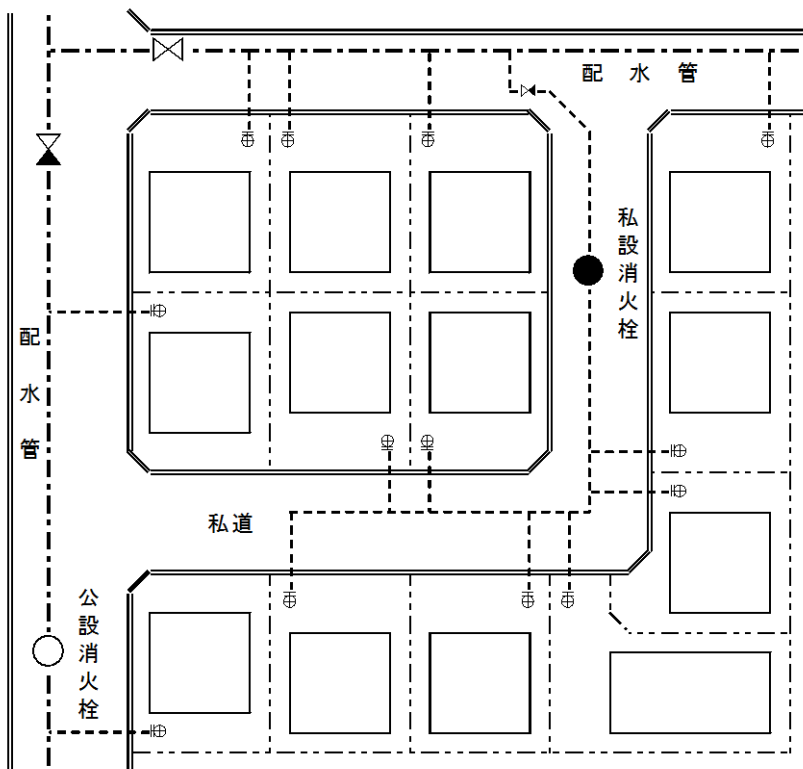
② 共用給水装置



- ※ 各家屋内に給水栓等を設置した場合は、共用給水装置ではない。
- ※ 共用給水装置の設置及び使用は、管理者が必要と認めた場合に限る。【給水条例第5条】

図-1.8

③ 私設消火栓



- ※ 私設消火栓は封かんし、消防又は消防演習の場合以外で使用してはならない。
- ※ 消防用として水道を使用した時は「消火用水道使用届」に所轄消防署長の事実を証明する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。【給水条例第24条】【給水規程第16条の2(4)・第17条・第18条】

図-1.9

1.6 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、本市では次の工種に分類されている。

(1) 新設

：新規に給水装置を設置する工事

(2) 改造

：既設給水装置の給水栓を増減する工事

：既設給水装置の位置を変える工事

：既設給水装置の口径・管種及び埋設位置・分岐箇所の変更並びに水路横断の一部または全部を変更する工事

(3) 修繕

：水道法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更にあたるもので、原則として給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損個所を修理する工事

(4) 撤去

：既設給水装置が不要になった場合で、その全部を撤去する工事

<解説> 給水装置工事（軽微な変更を除く）を行う場合は、あらかじめ管理者に申し込み、設計審査を受け施行承認を得なければならない。 【条例第 7 条・9 条第 2 項】

※ 給水装置工事申込みに係る詳細は《第 4 章》を参照のこと